

ネット定期預金規定改定内容(新旧対比表)

旧	新
(新設)	第7条 休眠預金等活用法に係る取り扱い 1 休眠預金等活用法に係る異動事由 当社は、この預金について民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづき取り扱う異動事由を、当社インターネットホームページに掲示いたします。 2 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 (ア) 当社インターネットホームページに掲げる異動が最後にあった日 (イ) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 (ウ) 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合(1ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りす (エ) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 前項(1)の(イ)において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の(ア)～(オ)に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該(ア)～(オ)に掲げる事由に応じ、当該(ア)～(オ)に定める日とします。 (ア) 預入期間、計算期間または償還日の末日(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日) (イ) 初回満期日後に次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた期間の満期日 i. 当社インターネットホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由 ii. 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヶ月を経過した場合(1ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りす iii. ネット定期預金と一体となる他の預金について異動事由が生じたこと

ネット定期預金規定改定内容(新旧対比表)

旧	新
	(ウ) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日 (エ) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続きが終了した日 (オ) ネット定期預金と一体となる他の預金について、上記(ア)～(エ)に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等 3 休眠預金等代替金に関する取り扱い (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 (2) 前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾した時は、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3) 預金者等は、前項(1)の場合において、次の(ア)～(ウ)に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払を請求することについて、あらかじめ当社に委任します。 (ア) この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。) (イ) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと (ウ) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと (4) 当社は、次の(ア)～(ウ)に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。 (ア) 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること (イ) この預金について、前項(3)の(ア)に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

ネット定期預金規定改定内容(新旧対比表)

旧	新
	(ウ) 前項にもとづく取り扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約を解約した場合であっても存続するものとします。 4 通知方法 この預金について、第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。 以下、改訂前第7条以降を順次繰り下げ